

## 自衛隊の国民監視活動の全容解明を求める意見書

自衛隊が、市民団体や政党、地方議会、マスコミなどの動向を監視していたことが明らかにされた。

情報保全隊による国民監視は、イラクへの自衛隊派兵に対する反対運動にとどまらず、「医療費負担増の凍結・見直し」「年金改悪反対」「消費税増税反対」「国民春闘」「小林多喜二展」など、あらゆる国民運動に及んでいる。監視対象も映画監督、画家、写真家、ジャーナリスト、マスメディア、宗教団体などに及んでいる。

各地の市町村議会で議決された「イラク派兵反対決議」についても、その発言者、賛否議員数、議会構成などについて詳細に記録している。

軍事組織である自衛隊の部隊が、日常的に国民の動向を監視し、その情報を系統的に収集していたことの是非が問われている。国民運動への監視活動は、憲法第 21 条が定めた集会、結社及び言論などの表現の自由を侵害する行為である。個人名を記載し、デモ参加者などの写真撮影が行われたことは、憲法第 13 条が保障する個人のプライバシーに対する侵害行為である。宗教団体への監視活動は、憲法第 20 条が定める信教の自由に対する侵害行為である。地方議会に対する監視活動は、憲法第 8 章が定める地方自治に対する軍事権力による介入である。

このように、国民を監視する情報保全隊の活動は、憲法をじゅうりんし、自衛隊法にも根拠のない違法なものであり、直ちに中止されなければならないものである。よって、政府及び関係機関には、陸海空の自衛隊に設置されたすべての情報保全隊の活動について、直ちに全容を明らかにすることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 6 月 29 日

新潟市議会議長  
田 村 清

内閣総理大臣     あて  
防衛大臣